

## 第7回 雄物川河川環境検討会

### 雄物川自然再生計画書(案) 本編の修正

平成28年3月6日

国土交通省 湯沢河川国道事務所

# 1.第6回検討会での主な意見

第6回雄物川河川環境検討会で提示した自然再生計画書(案) 本編に対する主な意見は下記の通りである。

## 自然再生計画書(案) 本編

### [自然再生計画書(案) 本編P2-2]

- ・ 本編p2-2の表2.2.2について、植物重要種にミチノクナシとあるが、環境省のRDBでは北上山地以外のもものは交雑していると記載されているので、削除してもよいのでは？
- ・ p2-3、表2.2.3にセキショウモとあるが、セキショウモはミクリ属の葉と区別が難しいとされている。河川水辺の国勢調査の結果を引用して整理しているので難しいと思うが、セキショウモだという証拠があるのか確認してほしい。

### [自然再生計画書(案) 本編P4-1]

- ・ 本編p4-1の4.2で「洪水時には適度な攪乱を受けながら」とあるが、洪水だと堤防から溢れるイメージがある。洪水ではなく増水ではないか。

### [自然再生計画書(案) 本編P5-5]

- ・ (8つの目標とその関連性、優先性について) 説明を聞くとわかるが、資料を見ただけではわかりにくい。表現を変える等の工夫が必要ではないか？
- ・ 本編p5-5の表5.3.1の色分けは実施できるかどうかで分けてあるのか？色使いの基準が不明確である。
- ・ 優先順位がなぜこの順になっているのかわからない。目標8が最優先ではないか。
- ・ 国土交通省が取り組めない目標は削除した方が良いのでは。

# 2.自然再生計画書(案) 本編の主な変更点

## [自然再生計画書(案) 本編P2-2]

- 変更点：表2.2.2からミチノクナシは削除する。表2.2.3からセキシウモは削除しない。
- 変更理由：ミチノクナシ…最新の知見(環境省レッドデータブック2014)に従い削除する方針とし、その旨注2に追記した。  
セキシウモ…標本等は残っていないが記録として記載があり、ミクリ属であった場合も重要種の可能性が高いため、残す方針とした。

表 2.2.2 雄物川中流部①で確認された重要種

分類	重要種
植物	オオクジャクシダ、イワヤシダ、ウツクサタテ、スガボタテ、ノダイオウ、ケキツネノボタ、ウツノスズクサ、ナガミノツルキケマン、オオユリサワビ、タコノアシ、ヒロハノカワラサイ、 <b>ミチノクナシ</b> 、カワラケツツメ、ノハラクサツツメ、ノウルシ、ウツクサタテ、アサギ、スズキイロ、シロクサツツメ、ノハラ、トウバチ、キクモ、オオヒナノウスツボ、ホソキノミミカキガサ、ツルカノコソウ、サジメモダカ、トチカガミ、ミズオオバコ、センニンモ、キョウジョエンニク、ノカンゾウ、タチコウボイセキシウモ、ウツクサヤ、ミクリ、エゾミクリ、ヤガミスダ、テンツキ、ツルアブラガヤ、エビネ
昆虫類以外の無脊椎動物	コシダカヒメモノアラガイ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、カワシイ、マシジミ、イボヒル
昆虫類	ホソミオツネトンボ、コバナオイトトンボ、オツネトンボ、マダラヤンマ、コシボソヤンマ、ミヤマヤンマ、ヤマヤンマ、ホソミヤンマ、オオトコトンボ、オオトコトンボ、コライロトンボ、コライロトンボ、シロヘリツチカメムシ、ホツケミズムシ、コオヒムシ、ホシガサガサボコキ、ギンボソツツビケラ、ツマグロトビケラ、ハイイロボクトウ、ウラギンシジホウモリ、ヒメシロチョウ、タドウトガ、ガマヨトウ、ガキモンハナオイヤブ、キシダアツバ、ネグロアツバ、ウスキトガリセアカオダマシ、ハマダラハナカ、アオバネボソクビゴミムシ、アマガサオオムシ、クビナガキペリアオオムシ、セアカオオムシ、エチゴトコムシ、オオトコクワガタムシ、イダバケツカゴムシ、ゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、ゲンゲンゴロウ、 <b>キベリクロヒメゲンゴロウ</b> 、コウベツゲンゴロウ、ルイスツゲンゴロウ、メクラゲンゴロウ、 <b>キベリマメゲンゴロウ</b> 、 <b>オオミズマシ</b> 、 <b>コミズマシ</b> 、 <b>ミズマシ</b> 、 <b>コオナガミズマシ</b> 、 <b>クビボソコガシラミズマシ</b> 、 <b>スズヒラタガムシ</b> 、 <b>コガムシ</b> 、 <b>エゾコガムシ</b> 、 <b>ガムシ</b> 、 <b>シジミガムシ</b> 、ヤマトモンシデムシ、ケスジドロマシ、オオムリハムシ、キアンネタイハムシ、キシロネタイハムシ、エゾアカヤンマ、モンズメバチ、アケボノバッコウ、クロマルハナバチ
魚類	スナヤツメ、カワヤツメ、ヤリタナゴ、キタノアカヒンタビラ、マルタ、エソウグイ、ドジョウ、ギバチ、ヤマメ、メダカ、トミヨ属淡水型、トミヨ属海型、カマキリ、カサガ、カサガ、カサガ、カサガ、カサガ
両生類・爬虫類	アマガハラモリ、トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、ニホンアカガエル、トノサマガエル
鳥類	カイツブリ、カンムリカイツブリ、ヨシゴイ、ササゴイ、ヨシガモ、ヒンタイ、オオヒシクイ、カワアイサ、ミサゴ、オジロワシ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、サシバ、タマカ、ハヤブサ、コチヨウゲンボウ、チヨウゲンボウ、ワズサ、コチドリ、イカルチドリ、ケリ、タシギ、コアジサシ、アオバト、ワクロウ、ヨタカ、ヤマヒメ、ノスリヨビ、カワヒメ、サンショウクイ、ゴフセ、アホウド、コサメビタキ、オオアカ、ノジロ、オオジュリン、イカル
哺乳類	ヒツジ、ヤブウサギ、ニホンリス、ムササビ、キツネ、カネシロ

削除

注1：植物の重要種としてミチノクナシが記載されているが、古い記載であり、最新の知見(北山地区以外)のものは変更していません。  
注2：植物の重要種としてミチノクナシが記載されているが、古い記載であり、最新の知見(北山地区以外)のものは変更していません。  
注3：昆虫類のうち、コシツク、水生及び半水生昆虫、青字：水域で確認された種、赤字：陸域・水域両方で確認された種。(出典：河川水辺の国勢調査 H3～H25年)

追記

表 2.2.3 雄物川中流部②で確認された重要種

分類	重要種
植物	サクラタテ、スガボタテ、ノダイオウ、ウツノスズクサ、ナガミノツルキケマン、カワラケツツメ、イヌハギ、ノウルシ、スズキイロ、ミズハコベ、トウバチ、オオヒナノウスツボ、 <b>セキシウモ</b> 、 <b>ミズアオイ</b> 、ハイドジョウツナギ、ミクリ、エゾミクリ、カンエンガヤツリ、シロガヤツリ
昆虫類以外の無脊椎動物	オオトコシ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、マシジミ
昆虫類	オツネトンボ、コシボソヤンマ、ヤマヤンマ、ミヤマヤンマ、ホソミヤンマ、フライソヤンマ、カワラケツツメ、ホツケミズムシ、ハイイロボクトウ、ウラギンシジホウモリ、ヒメシロチョウ、キシダアツバ、ウスキトガリセアカ、セアカオオムシ、アケボノバッコウ、コシボソヤンマ、ゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、 <b>キベリクロヒメゲンゴロウ</b> 、 <b>ヒメミズマシ</b> 、 <b>クビボソコガシラミズムシ</b> 、 <b>スズヒラタガムシ</b> 、 <b>コガムシ</b> 、 <b>エゾコガムシ</b> 、 <b>ガムシ</b> 、 <b>シジミガムシ</b> 、ヤマトモンシデムシ、ケスジドロマシ、オオムリハムシ、キアンネタイハムシ、キシロネタイハムシ、エゾアカヤンマ、モンズメバチ、アケボノバッコウ、コシボソヤンマ、カワラケツツメ、ヤリタナゴ、キタノアカヒンタビラ、エソウグイ、ドジョウ、サクラマス、ヤマメ、メダカ、ゼニタナゴ、トミヨ属淡水型、カマキリ、カサガ
魚類	スナヤツメ、カワヤツメ、ヤリタナゴ、キタノアカヒンタビラ、エソウグイ、ドジョウ、サクラマス、ヤマメ、メダカ、ゼニタナゴ、トミヨ属淡水型、カマキリ、カサガ
両生類・爬虫類	トウホクサンショウウオ、ニホンアカガエル、アマガハラモリ、トノサマガエル、シロマダラ
鳥類	カイツブリ、ヨシゴイ、ササゴイ、チユウゲンボウ、マガン、オオヒシクイ、オカヨシガモ、カワアイサ、ミサゴ、オジロワシ、オオタカ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ハイイロチュウケリ、ハヤブサ、チコハヤブサ、コチヨウゲンボウ、チヨウゲンボウ、ケリ、コチドリ、イカルチドリ、ケリ、タシギ、コアジサシ、トラフズク、ワクロウ、カワヒメ、コサメビタキ、オオアカ、ノジロ、オオジュリン、イカル
哺乳類	ヒツジ、ヤブウサギ、ニホンリス、キツネ、カネシロ、コテンゴウモリ、ヒナコウモリ、ムササビ

残す

注1：植物の重要種としてミチノクナシが記載されているが、標本が確認できる写真の可能性があるため、削除した。  
注2：昆虫類のうち、コシツク：水生及び半水生昆虫、青字：水域で確認された種、赤字：陸域・水域両方で確認された種。(出典：河川水辺の国勢調査 H3～H25年)  
＜重要種確認基準＞  
①文化財保護法(昭和25年5月30日 法律第214号)  
②「船舶のある野生動物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)  
③「環境省レッドデータブック2014」(平成26年9月、平成27年2月、3月 環境省編集)  
④「淡水魚類、昆虫類、植物I、II」(平成26年9月、平成27年2月、3月 環境省編集)  
⑤「秋田県版レッドデータブック」(2002年 秋田県) (鳥類及び維管束植物以外の項)  
⑥「秋田県版レッドデータブック2014」(2013年10月 秋田県)  
⑦「秋田県版レッドデータブック2014(維管束植物)」(2014年3月 秋田県)

## [自然再生計画書(案) 本編P4-1]

- 変更点：『雄物川のあるべき姿』の中の「洪水」を「増水」に修正。

注) P4-2以降にも「洪水」の表記はあるが、過去実際に起こった洪水などを指すため、P4-1のみ表現を修正した。

雄物川のあるべき姿

- 雄物川流域には水田が広がり、遠方には出羽丘陵や奥羽山脈の山並みが広がり、秋には収穫を迎えた黄金色の稲穂が川を取り囲むように広がる原風景
- ナマスやドジョウ等の生き物が種門・種管を通じて川と周辺の水田を往来し、産卵場所や越冬場所として利用される川と流域の良好なネットワークが形成されている風景
- 川の中には瀬や淵が交互に連なり、アユの産卵場やサクラマスの越冬場所が維持されるなど、魚類等の多様な生息環境が形成されており、平常時は良好な水質が維持され、洪水増水時には適度な攪乱を受けながら良質な河川環境が形成されている風景
- 昔ながらの水路やため池には湧水が見られ、また、水際には数多くのワンド・たまりが形成され、昔ながらの湧水を好むトミヨ属淡水型及び維管束等の雄物川流域固有の生物の生息環境が安定して生息する風景
- 水辺には砂礫河原が広がり、コアジサシ等の砂礫河原を好む生き物が生息するとともに、河原において水遊びや環境学習を行う子どもたちが集う川の風景
- シロウオ漁、サケのウライ漁、ためっこ漁など伝統的な漁法による漁業が継続的に行われている川の風景

## 2.自然再生計画書(案) 本編の主な変更点

### [自然再生計画書(案) 本編P3-10]

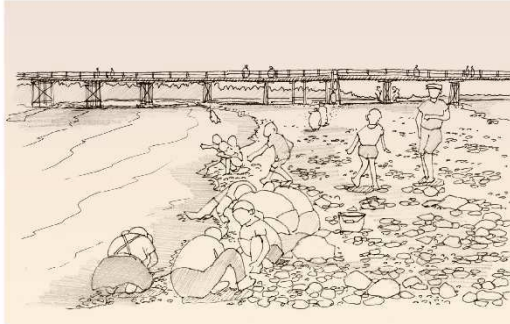
■変更点: 昔の写真をスケッチに差し替え。

■変更理由: 著作権の関係上、写真を公表資料に転載できないため、昔の写真をスケッチに差し替えた。

ここで、昔の風景から、雄物川の昔の利用状況について振り返る。樹林は少なく砂礫河原が発達し、川に近づくことが容易であったことが伺える。

#### ■子どもの遊び場だった雄物川

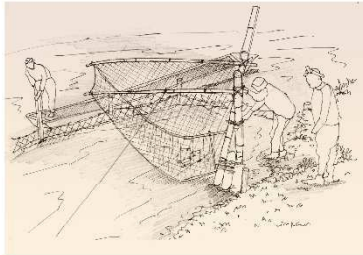
昔は雄物川の中洲で遊ぶ子どもたちが多く見られた。川の中に入って虫を捕ったり、ヤスで魚をついたり思い思いに遊んでいたようだ。かつては、ところどころに遊泳場所があったが、子どもの水の事故を契機に閉鎖され、川に近づかないよう指導された。今日では、ふたたび川に親しむ気運が高まり、河川敷のゴミ拾いやカヌーによる川下りも行われている。



(参考: 横手・湯沢の今昔 (郷土出版社))

#### ■雄物川の漁業(大仙市《大曲市》・昭和40年代)

四ツ子網などに魚を追い込んで採る川漁は、雄物川の沿川各地で盛んに行われていた。現在では大人の楽しみになっているが、商売として半農半漁の家が何軒もあったという。



#### ■帆掛け舟(大仙市《大曲市》・昭和20年代)

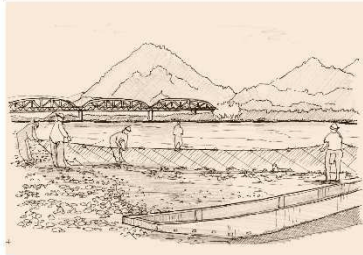
江戸時代から昭和の初頭にかけて、雄物川を往来する帆掛け舟を目にするのができた。もっぱら秋田市の上崎港との交易に用いられたそうだが、昭和に入ってから徐々にその姿は見られなくなってしまった。



(参考: 大仙・仙北・美郷の今昔 (郷土出版社))

#### ■鮭漁(大仙市《神岡町》・昭和40年代)

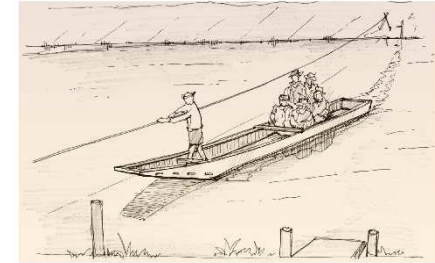
絵は、雄物川の獄見橋下流にあたる兎川原での巻網による鮭漁の風景である。神宮寺では江戸時代より鮭漁が行われ、とくに明治時代頃までが盛んであったといわれる。



(参考: 横手・湯沢の今昔 (郷土出版社))

#### ■渡し舟(湯沢市・昭和30年代)

雄物川に橋が架かるのは近年になってからのことである。昭和30年代に入ってから、対岸への移動手段として舟が多く利用され、通行・輸送の手段として欠かせないものだったという。絵のように、兩岸に張られたロープをたぐって舟を渡すのが一般的だった。



(参考: 横手・湯沢の今昔 (郷土出版社))

#### ■八乙女山の桜と船を望む光景・玉石取り(大仙市《中仙町》)

八乙女山には中世館跡があり、源義家・安倍貞仁の古戦場という伝説も残っている。大正11年、約2000本のソメイヨシノが植えられ、桜の名所となった。昭和47年には「いこいの森」に指定され、温泉の掘削も行われ、休憩所が建設された。絵には、玉石取りの人が舟を操っているのが見られる。玉石は石費用などの建築資材として利用された。



(参考: 大仙・仙北・美郷の今昔 (郷土出版社))

#### ■玉川大橋と舟遊びする子どもたち(大仙市《大山市》)

県内・長いコンクリート橋の上川大橋、架橋は昭和7年だったと記録されている。橋の下流は、玉川の川原を流れる細い川で舟遊びに興がる人々のようである。



(参考: 大仙・仙北・美郷の今昔 (郷土出版社))

# 2.自然再生計画書(案) 本編の主な変更点

## [自然再生計画書(案) 本編P5-5]

■変更点:それぞれの目標の重要性、緊急性に関する記載を削除、課題の顕在化、関係者との連携・調整を追加。

■変更理由:全ての目標が対応すべき「重要」かつ「緊急」の項目であるため。対応の順序についてはP5-5に追加した「自然再生の進め方方針」に記載(次ページ参照)。

河道内・流域	水域・陸域	目標	重要性 (動植物の希少性等)	緊急性 (物理障害の劣化度)	他の目標との 関連性	評価	備考
河道内	水域部	目標①:川の連続性の確保 ・アユやサクラマスなどの回遊魚が遡上しやすい川	○	○	○	②, ③, ④	既に、堰の改築・撤去を進めており、引き続き関係機関と連携しつつ対策を検討していく。
		目標②:瀬・淵が交互に連なる河川形態の保全 ・アユなどが遊卵場として利用できる川 ・サクラマスが越冬できる川	○	○	○	①, ③, ④	既に、堰の改築・撤去を進めており、樹林化・二極化の解消とあわせて対策を進めていく必要がある。
		目標③:ワンド・たまり等の水際湿地(湧水生態系)の保全・再生・創出 ・トミヨ属淡水型及び雑物型など、昔から親しまれてきた地域固有の魚が安定して生息する川	○	○	○	①, ②, ④, ⑤	水際の目標は生物多様性の観点から重要性や他の目標との関連性が高い。 特に目標③は、緊急性が高いことから最優先して実施することとされる。
		目標④:砂礫河原の保全・再生 ・コブシシ等砂礫河原を好む生き物がすみやすい川	○	○	○	①, ②, ③	現状で砂礫河原は維持されていることから、樹林化・二極化の進行防止も必要である。
河道内	水城と陸域	目標⑤:地域と川のふれあいの場の創出、伝統の継承 ・地域との連携により、イベントや学校行事等により人と川とのふれあえる川	○	○	○	③, ④	現状の人と川とのふれあいは基本とし、河川意識の醸成や伝統・歴史の継承を徐々に広げていく必要がある。
		目標⑥:在来生物の生息・生育環境の保全 ・ミクリ属、スギナモヤゼニクナゴ、トミヨ属淡水型及び雑物型など、昔から親しまれてきた地域固有の生物が安定して生息・生育する川	○	○	○	③, ④	生物多様性の観点からも、地域固有の生物を保全するための対策は緊急性が高い。 目標⑥が最も優先度の高い目標である。
河川と流域の境界	陸域部	目標⑦:河道と堤内地との連続性の確保 ・ドジョウやナマズ等が樋門・樋管と河川(低水路)の高差解消により、生物が川と水田を行き来できる流域	○	○	○	③	樋門・樋管から堤内地への対応も必要となることから、関係機関との調整が必要である。
流域		目標⑧:周囲の農地環境や湧水環境の保全・再生 ・湧水を好む生物がすみやすい流域川流域	○	○	○	⑥	農地や湧水地等の関係者との調整が必要である。

**重要性  
削除**

**緊急性  
削除**

「課題の  
顕在化」  
追加

「関係者との  
連携・調整」  
追加

目標の  
関連性を  
再整理

雄物川の特徴や、流域及び河川の変創出』を最優先として対策を実施していく。

### ■ 網掛けの箇所を削除

河道内・流域	水域・陸域	目標	課題の顕在化	他の目標との関連性	関係者との連携・調整	進め方
河道内	水域部	目標①:川の連続性の確保 ・アユやサクラマスなどの回遊魚が遡上しやすい川	山田橋等1等の敷設 電柱下	②, ③, ④	・河川管理者、堰管理者、漁協	【中期的に対応】 ・既に、堰の改築・撤去を進めてきており、引き続き関係機関と連携しつつ対策を検討していく。
		目標②:瀬・淵が交互に連なる河川形態の保全 ・アユなどが遊卵場として利用できる川 ・サクラマスが越冬できる川	アユ等の産卵場の減少	①, ③, ④	・河川管理者、漁協	【中期的に対応】 ・既に、堰の改築・撤去を進めており、樹林化・二極化の解消とあわせて対策を進めていく必要がある。
		目標③:ワンド・たまり等の水際湿地(湧水生態系)の保全・再生・創出 ・トミヨ属淡水型及び雑物型など、昔から親しまれてきた地域固有の魚が安定して生息する川	ワンド・たまりの劣化・消失	①, ②, ④, ⑤	・河川管理者	【短期的に対応(すぐに着手可能)】 ・他の目標との関連性が高く、河川管理者が主体で対応可能。消失・劣化ワンドが見られることから、地域固有の生物を守るために緊急対策を進める必要がある。
		目標④:砂礫河原の保全・再生 ・コブシシ等の砂礫河原を好む生き物がすみやすい川	砂礫河原の減少 (堰等による変動)	①, ②, ③	・河川管理者	【中期的に対応】 ・現状で砂礫河原は維持されていることから、樹林化・二極化の進行防止も必要である。
河道内	水城と陸域	目標⑤:地域と川のふれあいの場の創出、伝統の継承 ・地域との連携により、イベントや学校行事等により人と川とのふれあえる川	ふれあえる機会の減少 (川川開等も影響)	③, ④	・地域住民、自治体、漁協	【中期的に対応】 ・現状の人と川とのふれあいは基本とし、河川意識の醸成や伝統・歴史の継承を徐々に広げていく必要がある。
		目標⑥:在来生物の生息・生育環境の保全 ・ミクリ属、スギナモヤゼニクナゴ、トミヨ属淡水型及び雑物型など、昔から親しまれてきた地域固有の生物が安定して生息・生育する川	樹林化・二極化の拡大	③, ④	・河川管理者	【短期的に対応(すぐに着手可能)】 ・生物多様性の観点からも、地域固有の生物を保全するための対策は緊急性が高い。 ・目標⑥を整備することで副次的に改善される可能性がある。
河川と流域の境界	陸域部	目標⑦:河道と堤内地との連続性の確保 ・ドジョウやナマズ等が樋門・樋管と河川(低水路)の高差解消により、生物が川と水田を行き来できる流域	樋門・樋管の設置	③	・樋門・樋管管理者、自治体	【中期的に対応】 ・二極化や河床低下等により連続性が分断されており、上下流の連続性とあわせて対策していく必要がある。
流域		目標⑧:周囲の農地環境や湧水環境の保全・再生 ・湧水を好む生物がすみやすい流域川流域	湧水環境の減少	⑥	・土地改良区、自治体、農林業従事者 流域住民	【長期的に対応(自然再生を通じて徐々に流域の連携を拡大)】 ・流域内の連携・調整する関係機関が複数存在することから、長期的な視点で進めていく。

## 2.自然再生計画書(案) 本編の主な変更点

### [自然再生計画書(案) 本編P5-5]

- 変更点:「5.3.9目標の優先度」を「自然再生の進め方」に修正し、方針を追記。
- 変更理由:優先度の整理を見直したことにより、具体的に自然再生をどのように進めていくかの記載がわかりづらい状況となったため。

### 【自然再生の進め方 方針】

・8つの目標全てに対して短期的に実施し再生していくことは現実的に困難である。また、自然を相手にすることから、各種対策による効果の発現と対策の評価にはどうしても時間がかかる。

⇒このため、8つの目標に対しては、生物多様性の観点から他の目標との関連性を踏まえ、**課題が顕在化**しており、且つ、**実施可能なもの**から着手し、**モニタリングしながら順応的管理**により進めていく方針とする。



図 5.3.10 自然再生の方針、段階的対応イメージ